

「相続のことが良く分からない」
そんなあなたのために＜賢い相続＞

カンタン相続ガイドブック

＜専門家に依頼する手続き＞
相続登記、相続税、年金

＜もらえる手続き＞ 知ってますか？
埋葬料、家族埋葬料、葬祭費、葬祭料
寡婦年金、死亡一時金
遺族(補償)給付、遺族一時金

発行者 河村慈高司法書士事務所
京都府向日市鶏冠井町大極殿 65-22
TEL 075(934)0600
<http://www.kawamura-touki.com>
平成27年1月5日 第4版発行

目 次

1. 相続に関するスケジュール	P. 1
2. 相続する権利がある人	P. 1
3. 誰にどれだけの相続分が？	P. 2
4. 遺産分割協議	P. 4
5. プラス財産とマイナス財産	P. 4
6. 不動産を相続したら、なるべく早く司法書士に 相続登記をお任せ下さい。	P. 5
7. 相続税について	P. 5
8. 埋葬料、葬祭費、葬祭料	P. 6
1) 埋葬料	P. 6
2) 葬祭費	P. 6
3) 葬祭料	P. 7
9. 遺族年金	P. 7
1) 遺族基礎年金	P. 7
2) 遺族厚生年金	P. 7
3) 寡婦年金	P. 7
4) 死亡一時金	P. 7
5) 遺族共済年金	P. 8
10. 遺族（補償）給付	P. 8
1) 遺族（補償）年金	P. 8
2) 遺族（補償）一時金	P. 8
3) 遺族（補償）年金前払一時金	P. 8

1. 相続に関するスケジュール

死亡（この瞬間から相続は発生する）



遺言書があれば、その遺言書にしたがい、相続手続きを行います。遺言書がない場合は、相続人全員で相談をして遺産の分配方法を決めます（遺産分割協議）。なお、遺言書がある場合でも、相続全員の合意があれば遺言の内容と異なった遺産分割を行うことができます。但し、この場合、法定相続人（遺産を相続又はもらいうけることができる人）以外に遺言執行者や受贈者（遺言で財産を贈与された人）がいる場合は、これらの者の同意が必要になります。

2. 相続する権利がある人

遺産を相続又はもらい受けることができる人として、**法定相続人**や**受遺者**、**特別縁故者**があげられます。法定相続人とは、法律で定められた相続する権利を有する人のことで、**配偶者**と**被相続人**（亡くなった人）の**子・孫・ひ孫（直系卑属）**、**父母・祖父母（直系尊属）**、**兄弟姉妹及びその子**です。法定相続人のほかに、遺言によって遺産を受け継ぐことができる人として、受遺者、家庭裁判所の審判により遺産を受け継ぐ事ができる人として特別縁故者がいます。なお、法定相続人や受遺者、特別縁故者もない場合は、国庫に帰属することになります。

配偶者

配偶者は、以下の相続人とともに（以下の第1順位から第3順位の相続人がいない場合は単独で）常に相続人となります。配偶者は戸籍上婚姻関係にあれば相続権があります。なお、内縁関係の場合は相続人にはなりません。

直系卑属

被相続人の子は、第1順位で相続人になります。婚姻している男女間の子（嫡出子）も、婚姻届けの出していない男女間の子（非嫡出子）も相続権があります。また、養子も実子と同様に相続人になります。被相続人よりも前に子が亡くなっていた場合には、孫がその子に代わって相続人になります。この孫のことを**代襲相続人**といいます。

直系尊属

相続人に直系卑属がない場合のみ、第2順位として父母が直系尊属として相続人になります。父母が両方とも死亡している場合は祖父母が相続人になります。

兄弟姉妹

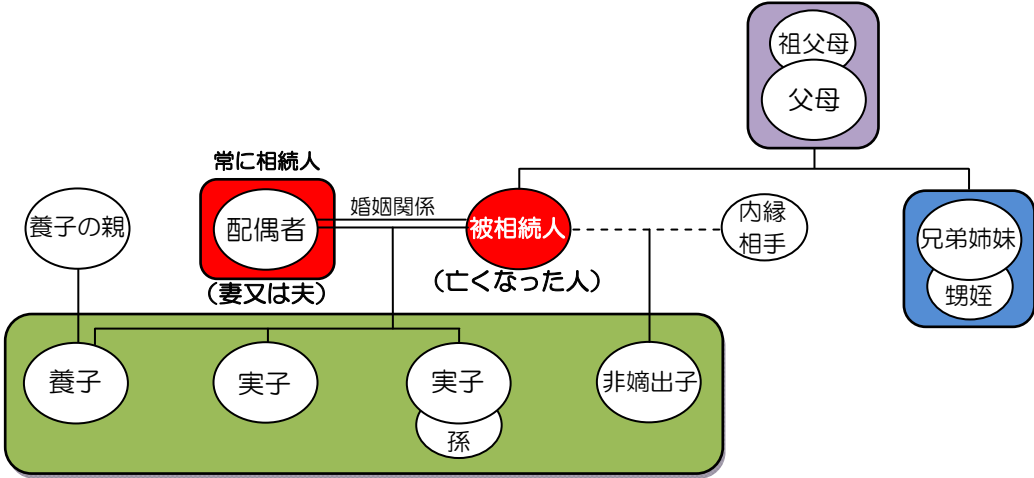
被相続人に直系卑属も直系尊属もない場合、第3順位として兄弟姉妹に相続権が発生します。被相続人よりも前に兄弟姉妹が亡くなっていた場合には、兄弟姉妹の子が親に代わって相続人になります。なお、兄弟姉妹に代わって相続人になれるのは、兄弟姉妹の子までで、兄弟姉妹の子の子は相続人にはなりません。

受遺者

遺言によって財産を遺贈（相続人や相続人以外の者に対して遺言で贈与）するものとして指名された人

特別縁故者

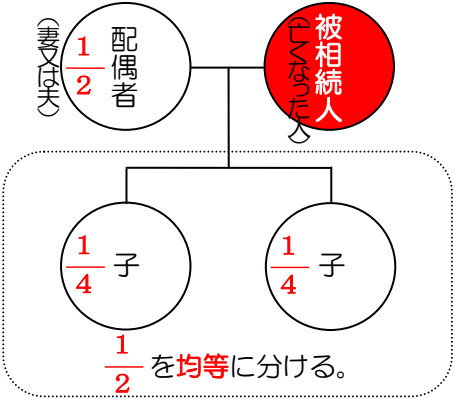
法定相続人にも受遺者にも該当する人がいないとき、家庭裁判所に被相続人と特別の関係（例えば、被相続人の療養看護につとめた、あるいは被相続人の財産の維持に貢献した人等）を申し立て、それを認められた人



3. 誰にどれだけの相続分が？

CASE.1 相続人が配偶者と子のケース

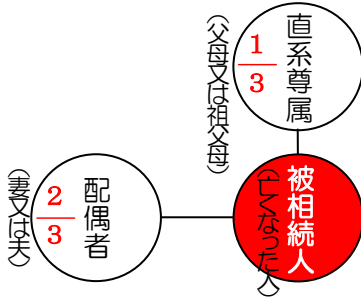
配偶者は2分の1、子は2分の1の相続分があります。子が複数いるときはこの2分の1を均等に分けた相続分となります。



CASE.2 被相続人に子がないケース

子がないが配偶者と直系尊属がいるケース

配偶者は3分の2、直系尊属は3分の1の相続分があります。



子も配偶者もないが直系尊属がいるケース

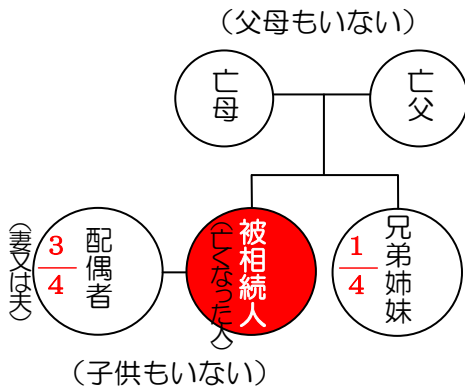
直系尊属が相続財産をすべて相続します。



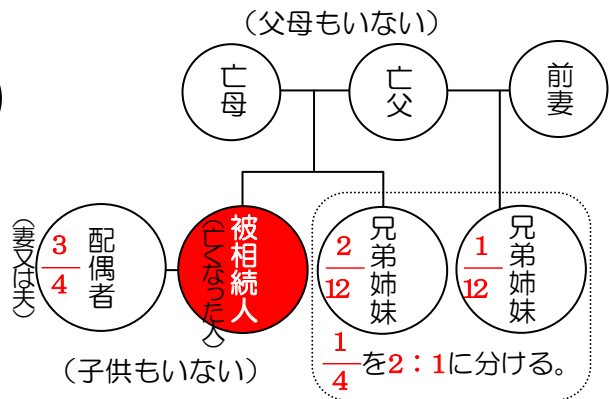
CASE.3 被相続人に子も直系尊属もないケース

配偶者は4分の3、兄弟姉妹は4分の1の相続分があります。兄弟姉妹の相続分は原則として均等に分けます。ただし、父母の一方が異なる場合の兄弟姉妹の相続分は、父母双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1となります。被相続人に子も直系尊属（父母、祖父母等）もない場合には、被相続人の兄弟姉妹が配偶者と共に相続人となります。配偶者がいない場合は、兄弟姉妹のみが相続人となります。

兄弟姉妹の父母が同じケース



兄弟姉妹の父母が異なるケース



4. 遺産分割協議

遺言書がない場合、相続人全員で相談をして遺産の分配方法を決めます。これを**遺産分割協議**といいます。遺産分割協議が整うと、**遺産分割協議書**を作成して、各名義変更の手続きを行います。遺言書がある場合でも、相続人全員の合意があれば遺言の内容と異なった遺産分割を行うことが可能です。ただし、この場合、法定相続人以外に遺言執行者や受贈者（遺言で財産を贈与された人）がいる場合は、これらの者の同意が必要となります。遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に調停の申立てをします。

注意 故人の預金口座は凍結されます！

金融機関の個人預金口座は、金融機関が名義人の死亡を知った時点で、凍結されます。口座が凍結されると、入金、出金、引き出しは勿論、自動引き落としもできなくなります。金融機関の死亡確認は、金融機関が独自に行いますので、新聞のお悔やみ欄や口コミなどがその情報源となります。

預金口座が凍結されても150万円を限度に預貯金を引き出すことができます。

一家の大黒柱が亡くなった場合、故人の預貯金を葬儀費用に当てるとということも多いかと思います。そこで、金融機関に申し出ると、葬儀費用やお布施等の支払いのために通常150万円を限度に引き出すことができます。手続きは、遺族の代表者が行います。

5. プラス財産とマイナス財産

親が亡くなって遺産を相続できると思っていたら、何と借金ばかりだった！？。しかし、怒ってばかりはいられません。**相続開始を知ってから3ヵ月を過ぎると、単純承認**といって、借金や債務までも一切を含めた遺産を引き継がなければならないからです。親の残した借金に苦しめられそうな場合、相続人はどのような手を打てるでしょうか。

相続財産のうちプラス財産とマイナス財産のどちらが多いか不明の場合、または借金が多いと予想される場合は「限定承認」を

仮にプラスの遺産の総額が5000万円で、借金等のマイナスの遺産の総額が6000万円だった場合、**限定承認**をすればこの1000万円分については責任を負わなくてもよいことになる方法です。つまり、相続によって得た財産の限度で債務の弁済をする相続の形です。

この限定承認をするためには、**相続開始があったことを知ってから3ヵ月以内**に、被相続人の住んでいた地域を管轄する家庭裁判所に申立てをします。限定承認は、相続人全員の意思が一致していなければなりません。また、ひとたび限定承認の申立てが受理されると、撤回することはできません。

マイナスが多ければ「相続放棄」を

死亡した父親がプラス財産を超える額の借金や負債がある場合、子をはじめ法定相続人は、単独で相続権そのものを放棄することができます。

相続放棄の申立ては、**相続開始があったことを知ってから3カ月以内**に、父親の住所地を管轄する家庭裁判所に行います。

マイナス財産（借金等）を相続したくない方法は、子の全員が相続放棄をした場合は、父母や祖父母が相続人となるため、次に父母等の全員が相続放棄をしなければなりません。父母や祖父母の両方が死亡しているか、全員が相続放棄をした場合は、兄弟姉妹に相続権が移りますので、子の全員が相続放棄をし、父母や祖父母の全員が相続放棄をした場合には、兄弟姉妹は全員が相続放棄をする手続きをしなければなりません。相続放棄をしたものは始めから相続人とはならなかったとみなされ、債権者は返済を請求できなくなるのです。

- ★相続の開始を知った後、何もせずに3カ月が過ぎてしまった場合や、相続財産を売却するなどの処分行為を行った場合は、自動的に単純承認したことになります。
- ★遺産の状況がすぐに把握できない場合は、家庭裁判所にその旨の申出をすれば、「相続の開始を知った後3カ月」の期間を伸長することができる場合があります。

6. 不動産を相続したら、なるべく早く司法書士に相続登記をお任せ下さい。

相続によって不動産を取得した場合、それが自分のものであることを他人に主張するために登記をするのであり、登記しなければ罰せられるというわけではありません。しかし、これで本当に大丈夫でしょうか。

たとえば、被相続人の残した不動産について、相続人 A、B、C の間で A が相続するというで話し合いがうまくまとまったので、安心して放置しておいたら、相続人の一人である C が亡くなってしまったというケースは意外と多くあります。この場合、ただ話し合っただけだったとしたら、A の名義に登記をするためには、亡くなった C の相続人 D、E、F を加えてもう一度協議をしなければなりません。

長い間登記を放置しておく、相続権のある人が次第に増えて、遺産分割協議が整うことが難しくなります。登記手続に必要な書類も多くなり、不動産をめぐる法律問題をさらに複雑にさせます

7. 相続税について

相続税の申告と納税は、**相続の開始があったことを知った日（故人の死亡した日等）の翌日から10カ月以内**に、被相続人の住所地を管轄する税務署へ行きます。

相続税は遺産額が一定額（基礎控除額）を超えることにより発生し、税務署への申告が必要になります。なお、相続税額がゼロの場合でも、税額軽減の特例を受ける場合には申告をする必要があります。税額軽減の特例の詳細につきましては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

相続税には多額の基礎控除額があります。

基礎控除額

3000万円＋（600万円×法定相続人の数）

（例）相続人が配偶者と子供2人の場合
 $3000万円＋（600万円×3）＝4800万円$
 つまり、4800万円までの相続財産であれば相続税はかかりません。

注 意 相続人の中に養子がいるとき

相続税の計算（①相続税の基礎控除額、②生命保険金の非課税限度額、③死亡退職金の非課税限度額、相続税の総額の計算）をする場合、法定相続人の数を基に行いますが、法定相続人に含める養子の数には制限があります。

- | | |
|----------------|------|
| ①被相続人に実子がいるとき | 1人まで |
| ②被相続人に実子がいないとき | 2人まで |

特別養子縁組の養子等は実子として取り扱われます。特別養子縁組とは、原則として6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者と実親との親族関係を消滅させ、養親が養子を実子と同じ扱いにする縁組のことをいいます。この場合における養子を特別養子といいます。

8. 埋葬料、葬祭費、葬祭料

1) 埋葬料

社会保険に加入している人が**業務外の事由**によって亡くなったときは、5万円を「**埋葬料**」として受け取る事ができます。

被保険者が亡くなったときは、埋葬を行った家族に「**埋葬料**」が、被扶養者が亡くなったときは、被保険者に「**家族埋葬料**」が、亡くなった被保険者に家族がいないときは、埋葬を行った人に「**埋葬費**」がそれぞれ支払われます。

お手続きは社会保険労務士か全国健康保険協会まで
 全国健康保険協会 京都支部（京都府にお住まいの方）
 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 加ヌマツ 21 TEL 075-256-8632

2) 葬祭費

国民健康保険に加入している人が亡くなったときは、3万円～7万円（京都市、向日市、長岡京市、大山崎町は5万円）を「**葬祭費**」として受け取る事ができます。死亡届が出ている事が前提条件となりますので、死亡届と同時に手続きをするようにしましょう。

お手続きは社会保険労務士か各市区町村役場まで

3) 葬祭料

業務災害または通勤災害により亡くなったときは、**労災保険**から「**葬祭料（葬祭給付）**」を受け取る事ができます。

支給額は、315,000円に給付基礎日額（労働基準法の平均賃金に相当する額）の30日分を加えた額（この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分）となります。

お手続きは社会保険労務士か職場を通じて労働基準監督署まで

9. 遺族年金

1) 遺族基礎年金

国民年金に加入している人が亡くなったときに、場合により、一定の遺族は「**遺族基礎年金**」を受給することができます。**遺族厚生年金**や**遺族共済年金**の受給権もある場合は遺族基礎年金に上乗せされます。

お手続きは社会保険労務士か各市区町村役場もしくは年金事務所まで

2) 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または被保険者であった人が亡くなったときに、場合により、一定の遺族は「**遺族厚生年金**」を受給することができます。

お手続きは社会保険労務士か年金事務所まで

3) 寡婦年金

寡婦とは未亡人のことで、夫を亡くした妻は、60歳から老齢基礎年金を受給することができる65歳までの間、場合により、「**寡婦年金**」を受給することができます。

妻が遺族基礎年金を受給するには一定の子がいなければなりません。寡婦年金は**子がいなくても受給することができます**。

なお、「**寡婦年金**」と後述する「**死亡一時金**」は**国民年金のみの独自給付制度**です。寡婦年金と死亡一時金の両方を受給できる場合はいずれか一方の選択となります。お手続きは社会保険労務士か各市区町村役場もしくは年金事務所まで

4) 死亡一時金

国民年金の保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金も障害基礎年金ももらわないうまで亡くなったときに、生計を同一にしていた遺族が受給できるものとして、「**死亡一時金**」があります。

ただし、遺族が遺族基礎年金の受給権があるときは死亡一時金は受給できません。寡婦年金と死亡一時金の両方を受給できる場合はいずれか一方の選択となります。

お手続きは社会保険労務士か各市区町村役場もしくは年金事務所まで

5) 遺族共済年金

共済年金（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済など）に加入している人が、在職中に亡くなられた場合や、在職中のケガや病気が原因で亡くなられた場合、又は退職共済年金を受けている人が亡くなられた場合などに、その遺族は「**遺族共済年金**」を受給することができます。
遺族共済年金は、加入組織によって、受給資格要件や手続き方法等が異なりますので、詳細は加入先へお問い合わせ下さい。

10. 遺族(補償)給付

遺族(補償)給付とは、労働者が**業務上の事由により**死亡したときに支給される**労災保険給付**です。「**遺族(補償)年金**」と「**遺族(補償)一時金**」の2種類があります。原則は遺族(補償)年金が支給されることになっていますが、亡くなられた当時、遺族(補償)年金を受ける遺族がない場合などで、遺族(補償)一時金が支給されます。

1) 遺族(補償)年金

給付は、遺族の数などに応じて、「**遺族(補償)年金**」、「**遺族特別支給金**」、「**遺族特別年金**」が支給されます。

遺族(補償)年金は、平均賃金より算定した「**給付基礎日額**」の所定の日数分、遺族特別支給金は**300万円**、遺族特別年金は、給付基礎日額の算定の基礎から除外されている賞与などの賃金（臨時の賃金は除く）より算定した「**算定基礎日額**」の所定の日数分となります。受給権者が複数いる場合は、均等に分けて支給されます。お手続きは社会保険労務士か職場を通じて労働基準監督署まで

2) 遺族(補償)一時金

労働者の死亡の当時、遺族(補償)年金の受給資格を有する遺族がいないか、遺族(補償)年金の受給権者がすべて失権し、すでに受給権者全員に支給されている遺族(補償)年金の額および遺族(補償)年金前払一時金の額の合計が、給付基礎日額の1000日分に満たない場合に、遺族(補償)一時金が支給されます。
お手続きは社会保険労務士か職場を通じて労働基準監督署まで

3) 遺族(補償)年金前払一時金

受給権者の希望により、**1回に限り**、年金の**前払い**を受けることができます。若年停止（60歳に達するまで停止されているの方も前払いを受けることができます）。

前払一時金の額は、給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分の中から選択することができます。

なお、前払一時金が支給されると、遺族(補償)年金は、各月分の額の合計額が前払一時金相当額に達するまで支給が停止されます。

お手続きは社会保険労務士か職場を通じて労働基準監督署まで

※当事務所の許可なく、本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することを禁じます。

※本書の内容は平成27年1月5日現在施行されている法律等に基づき作成しております。法律等が改正されれば、その都度、内容を改訂して行きますので、ご留意下さい。